

デカルトとスホーキウス

——フローニンゲン大学の裁決

倉 田 隆

1643年9月23日（旧暦13日）、ユトレヒト市参事会は、デカルトが公刊した『ディネ師宛書簡 *Epistola ad Patrem Dinet*』と『ヴォエティウス宛書簡 *Epistola ad G. Voetium*』が、ユトレヒト大学と同大学神学教授ヴォエティウス（Gisbertus Voetius, 1589–1676）に対する名誉毀損にあたるとして、デカルトに有罪判決を下した。この判決に続く刑事訴訟の手続きは、オランダ駐在のフランス大使ド・ラ・テュイルリ（Gaspard Coignet de La Thuillierie, 1597–1653）とオランダ総督オラニエ公（Frederik Hendrik, 1583–1647）の介入によって停止されたが、それで満足することができなかったデカルトは、争いの場をフローニンゲンに移した。フローニンゲン大学の論理学・自然学教授スホーキウス（Martin Schoockius, 1614–1669）に対する審理を、大学評議会に請求したのである。

スホーキウスは、デカルトの「新哲学」を激しく攻撃した文書『デカルト哲学あるいはルネ・デカルトの新哲学の驚くべき方法 *Philosophia Cartesiana sive Admiranda Methodus novae Philosophiae Renati des Cartes*』（以下『驚くべき方法』と略記）の著者であることを公言していた。デカルトは、この文書を作成した首謀者をヴォエティウスだと見なして、『ヴォエティウス宛書簡』で彼を批判したが、それが、デカルトに有罪判決が下された主な理由だったのである。

デカルトは、『驚くべき方法』が根拠のない誹謗中傷文書であること、この文書の作成にヴォエティウスが深く関与していたこと、これらのことをスホーキウスに認めさせるべく、ド・ラ・テュイルリを介してフローニンゲン大学に審理を請求した。1644年1月に審理請求の請願書をデカルトから受け取ったド・ラ・テュイルリは、その請願書に自らの手紙を添えてフローニンゲン州政府に送付した¹⁾。

しかし、フローニンゲン大学の審理はすぐには開始されなかった。それからほぼ一年後の1645年4月、デカルトが1645年2月17日に書き送った審理督促の手紙を受理したフローニンゲン大学は、ようやく審理を開始した。開始さ

れてからの審理はかなり迅速に進み、4月20日（旧暦10日）には評議会の裁決が下された。デカルトの主張はほぼすべて受け容れられた。スホーキウスは、『驚くべき方法』の作成にヴォエティウスが関与していたこと、また、この文書がデカルト自身そしてデカルト哲学に対して根拠薄弱な非難をしていることを認めたのである。

評議会の裁決は、フローニンゲン大学の当時の評議会秘書官で哲学教授のマティアス・パソル（Matthias Pasor, 1599–1658）によって、デカルトに伝えられた。パソルは、自らの手紙を添えて、評議会の裁決文、ヴォエティウスに教唆されたスホーキウスの証言書、証言書の修正を求めたデマティウスの手紙をデカルトに送った。デカルトから送付されたこれらの文書の写しを1645年7月6日に受け取ったホイヘンスは、1645年7月7日付の返信の中で、「フローニンゲンからあなたに到着した栄光の書類」と述べて、デカルトに祝意を表している²⁾。

本稿では、ラテン語で書かれたこれら四種の文書を日本語に翻訳し、註解を付すことを試みた。

- 1) 以上の経緯については、拙稿「ユトレヒト市参事会のデカルト召喚」(『島大言語文化』第34号、1–19ページ)および「デカルトからフランス大使への請願書」(『島大言語文化』第35号、147–167ページ)を参照。
- 2) 1645年7月7日付のホイヘンスからデカルトに宛てた書簡(B. 2044–2047; AT. IV, 242–244, 778–780; AM. VI, 257–258)。

〈テキストについて〉

本稿で訳出した文書のテキストは、

Œuvres de Descartes, publiées par Ch. Adam & P. Tannery, 11 tomes, Paris, 1897–1913, 1964–1974, 1996. (AT版と略記)

René Descartes, Tutte le lettere 1619–1650, a cura di G. Belgioioso, Milano, 2005, 2009. (B版と略記)

に収録されている。ただしどちらの版のテキストも、パソルからデカルトに送られた文書のオリジナルから採られたものではない。オリジナルは失われた。

しかし、ホイヘンスに送付されたデカルトの手によるその写しは保管されていた。この写しは1926年にロス（Léon Roth）の編集による『デカルト＝ホイ

ヘンス往復書簡集 *Correspondence of Descartes and Constantijn Huygens, 1635–1647*』(以下 Roth 版と略記) に付録として掲載された。AT 版も B 版もこれを収録している (AT. IV, 793–801 ; B. 1994–2003)。AT 版はさらに、パスルが添えた手紙以外の三種の文書については、1645 年のフローニンゲン大学の評議会事録 *Acta Senatus Academici* に記載されたもの (以下 Acta と略記) も採録している (AT. IV, 196–199)。

本稿においては B 版を使用した。テキストの異同の確認や註を付す作業のために、AT 版に採録された Acta も利用した。なお、B 版にはこれらの文書のイタリア語訳が付されており、訳出にあたってはこれも参照した。その他に参照した文献は以下の通りである。

Descartes Correspondance, publiée par Ch. Adam et G. Milhaud, 8 tomes, Paris, 1936–1963.

A. Baillet, *La vie de Monsieur Descartes*, Paris, 1691, Genève, 1970.

Th. Verbeek éd., *La Querelle d'Utrecht*, Paris, 1988.

E–J. Bos, *The Correspondence between Descartes and Henricus Regius*, Utrecht, 2002.

Th. Verbeek, E.–J. Bos, J. van de Ven eds., *The Correspondence of René Descartes : 1643*, Utrecht, 2003.

山田弘明他訳『デカルト全書簡集』第一巻 知泉書館 2012 年

持田辰郎他訳『デカルト全書簡集』第五巻 知泉書館 2013 年

1 パスルからデカルトに宛てた書簡

主のお救いを

拝啓

私どものアカデミーの評議会宛にエフモントで 2 月 17 日に書かれたあなたのお手紙¹⁾が、この上なく高名なる大使閣下に宛てたあなたのお手紙²⁾の写し、および、本州政府の高名なる方々に宛てたこの上なく卓越せる大使閣下御自身のお手紙³⁾の写しとともに、3 月 26 日に評議員会議で読み上げられました。

さらに、事のすべてが幾たびかの会合で十分に吟味され、裁決が下されました。その裁決の写し⁴⁾を、裁決の中で言及されている二つの証言の写しとともに

に、ここに同封いたしましたので御覧下さい。あなたに満足していただけることを私どもは希望しております。また、この上なく気高きアカデミーの評議会の配慮と誠意をお認め下さい。

私どもとしては、あとはただ、私どもが行ったことと、そのための努力とのどちらをも、神が悲深く祝福して下さいますよう、最善にして最高の神にお祈りしていただくことを、あなたにお願い願うばかりです。

フローニンゲンにて 1645年4月16日⁵⁾

この上なく高貴なるお方へ

アカデミーの哲学教授にして、このたびの秘書官

この上ない恩義に与るマティアス・パソル

評議会の命により

- 1) デカルトがフローニンゲン大学に宛てて書いた審議督促の手紙。B, 1974-1977; AT, IV, 177-179; AM, VI, 204-207 に収録。
- 2) デカルトがオランダ駐在フランス大使ド・ラ・テュイルリ (Gaspard Coignet de La Thuillierie, 1597-1653) に宛てて書いた請願書。日付はないが、1644年1月15日ないし22日と推定されている。B, 1880-1891; AT, IV, 85-95; AM, VI, 104-121 に収録。筆者は拙稿「デカルトからフランス大使への請願書」(『鳥大言語文化』第35号、147-167ページ)において、この請願書とド・ラ・テュイルリの審議要請書の日本語訳を試みた。
- 3) ド・ラ・テュイルリの審議要請書。デカルトの請願書とともにフローニンゲン州政府に送付された。この要請書にも日付はないが、バイエに従えば、書かれたのは1644年3月である。AT, IV, 96; AM, VI, 121 に収録。
- 4) 「写し」はギリシア語 (ἀπόγραφον) で書かれている。
- 5) この日付は旧暦。新暦ならば4月26日。

2 評議会の裁決¹⁾

この上なく高貴なるルネ・デカルト氏によって2月17日に書かれた手紙が、評議会において読み上げられた。この手紙で彼は、本アカデミーの哲学教授にしてこの上なく高名なるマルティヌス・スホーキウス氏に対する訴えを、再び述べている。その訴えは彼自身の名において、本州政府のこの上なく高名にして有力なる方々のもとに、ラ・テュイルリのこの上なく卓越せる領主にし

て信仰篤きフランス王の大使によって、既にこれまでに提出されていた²⁾。

デカルト氏はまたこの手紙で、この上なく高名なる上記スホーキウス氏による冊子の中で加えられたきわめて重大な侮辱と誹謗の償いを求めている。その冊子は、『デカルト哲学』という題名で以前に出版されたもの³⁾で、この上なく高名なるヴォエティウス博士のために、スホーキウス氏はユトレヒトでその冊子全体が自分のものだと認めた。

これらはすべて、上記デカルト氏からこの上なく卓越せる同大使に差し出された請願書に⁴⁾いっそう詳しく述べられているとおりでである。この請願書の写しも、[デカルト氏の手紙と] ⁵⁾ともに評議会において読み上げられた。

他方、この上なく高名なるスホーキウス氏から聴取したところによれば、彼は、この上なく高貴なる評議員の方々もそれに賛同するであろうと確信して、アカデミーの評議会でこの問題に決着をつけることに同意しただけでなく、それを望んだ。

彼が自らを正当化するために、口頭で、また文書によって、述べ、作成し、報告したことのすべてが吟味されたが、アカデミーの評議会としては、むしろこの訴訟⁶⁾に関わりたくなかったし、学識ある人たちは自分自身の哲学⁷⁾によって異なることを説くべきであったのに、彼らが係争にまで至ったことに心を痛めている。それどころか評議会は、この上なく高名なるスホーキウス氏が、その争いをユトレヒトの当事者たちに放任して、その[冊子の]著述にいっさい関わっていないということを、強く願っていた。なぜなら、その頃はまだ、この上なく高貴なるデカルト氏が哲学的な事柄に関してどんな考えをもっているのか、十分明らかではなかった⁸⁾からであるし、偉大な人たちが諸学問を解明し完成するためにもたらそうと努めているものを、嘲笑と罵倒によって追い払うのは、礼に適ったことではないからであるし、そしてまた、他の大学の係争に介入するのを避けるということが、その時まで、われわれの大学の精髓だったからである。

しかしながら、学識ある人たちの間に和平が回復され、上記デカルト氏の訴えに何らかの償いがなされうるために、そして何よりも、彼に帰せられている新学派の諸規則、あるいは彼に押しつけられている無神論や他の罪は、十分に堅固な、もしくは正しく引き出された結論によっては、彼の著作から立証されえないという理由により、アカデミーの評議会は次のように宣告し裁決を下した。この上なく高貴なる同デカルト氏は、この上なく高名なるスホーキウス氏

の自発的な証言と宣言——彼はこれを宣誓してまでも確言する覚悟だった——に満足すべきである、と。[その証言と宣言は]以下のとおりである。

- I. スホーキウスは、個人的にデカルト氏から攻撃され侮辱されたわけでは決していないので、自ら進んで書こうとしたのではない。そうではなくて、ユトレヒトで、この上なく高名なるヴォエティウス博士に煽られ唆されたのである。ヴォエティウスにとって、ディネ宛の書簡の中で明かされている事柄に反駁することが、最大の関心事だった。そしてその目的のために、ヴォエティウスはスホーキウスに、多くの個人的な事柄を提供したが、それはとりわけ、取り沙汰されているデカルトの無神論に関する多くの事柄と、ヴァニーニの無神論との長く憎々しい比較だった⁹⁾。
- II. 『デカルト哲学の方法』は、ユトレヒトでスホーキウスによってその大部分が作成され、その同じ場所 [ユトレヒト] で¹⁰⁾印刷に付されるべく、そのまま残しておかれた。それはまったく、彼が書き上げたとおりには出版されず、そこには多くのことが、しかも相当辛辣なことのうちの多くが、他人の手によって法と正義に反して挿入されていた。しかしそれら多くのことは、彼がその一々を書き示すことができないようなものだった。というのも、それらを書き加えた者たちが、注意深く彼の手稿を隠匿したため、彼はそれをどうしても取り戻すことができなかったからである。それどころか彼らは、彼が拒否していたにも拘わらず、その本に、より正確に言えば序論の冒頭に、彼の名前を掲げた。それは、その書物に含まれている悪意を、しかも、彼らが自ら紛れ込ませたものに含まれている悪意さえをも、いっそう容易に彼に転嫁するためだったのである。
- III. スホーキウスは、彼が書いたものにおいてこれほどのことを勝手にやった汚れた手が一体誰の手なのかを、決して明確に知ってはいない。しかし彼は、その本の出版をある学生に託した。その学生はワートルラエト¹¹⁾という名で、高名なるヴォエティウス氏のもとに親しく立ち入ることを許されていて、スホーキウスがフローニンゲンに戻ってからは、その本の残りの部分を付け加えるようにと、ほぼ毎週、きわめて執拗に要求した。そしてその要求は、スホーキウスが常にそう解釈したように、ワートルラエトの名においてだけでなく、ヴォエティウス氏その人の名においてもなされたものだった。

その後さらにヴォエティウスは、同じワートルラエトを通して、後掲の証言の草稿をスホーキウスに送った。したがって、スホーキウスが以下のように推測するのはもっともなことである。すなわち、上述のヴォエティウス氏も、その弟子ワートルラエトと同様に、彼自身がその校正刷りをまったく何も見ていないような出版全体に関して、その指揮をとっていたのではないかと。

IV. スホーキウスは、彼に帰せられた作品が世に出た姿が、公正さを欠くほどに辛辣であり、そのような書き方が彼には無縁であって、彼自身は決して用いたくないし、善良で学識ある人々の間で受け容れられることでもない、と認めている。彼は決して、デカルトが第二のカインである¹²⁾とか、直接的にしる間接的にしる無神論者であって、ヴァニーニと同じようなことをしているなどと主張する¹³⁾ことを欲してはいない。あるいはまた、その書物に含まれているあらゆる辛辣な非難にデカルトが値する、と主張することを欲してもいない。それどころか反対に、彼はデカルトを学識豊かで善良かつ誠実な人物であると思っている。さらにまた彼は、デカルト自身によってその弟子たちに¹⁴⁾定められた諸規則に関して、彼が書いたとされる事柄が、事実として受け取られることを欲してもいない。なぜなら、そのような諸規則が当のデカルト氏によって教示されたり案出されたりしたということの確証が、彼にはなかったからである。

V. スホーキウスには、第二の文書¹⁵⁾（これはユトレヒトで書き始められたが、その同じ地で、遺憾ながら¹⁶⁾公表を禁じられたため、それ以来彼は、ヴォエティウス氏との交際をほとんど完全に絶つことになった）によって、ヴォエティウス氏を最初の書物¹⁷⁾の出版に関するすべての責任から免れさせるつもりはまったくなかった。あるいはまた、その出版全体をすべて自分に帰するつもりもなかった。なぜなら、むしろ反対に、その同じ文書の中で彼は一般的な言い方で、彼の手によるではないものがあの本に挿入された¹⁸⁾、と書いてさえいたのである。

VI. スホーキウスは、ヴォエティウス氏とデカルト氏との抗争が燃え上がっているユトレヒトにいた時、事態がその頃の成り行きとは違った方向に進展するのではないかと恐れていた人々の執拗な催促に折れて¹⁹⁾、おおまかな言い方ではあるが、『方法』の節と章の順序に関しては自分の作であることを公

表した。しかし彼は、個々の特定の事柄については、法に則って尋問が行われることを再三願い、それらについて自らの良心の従って答えようとした。実際、彼がまだフローニンゲンにいた時に、ヴォエティウス氏は自らの手で作成した証言書のひな形（これは評議会に提出された）を、ワーテルラエトを通じて彼に送り、それに正式に署名するよう求めたが、彼は当然にも良心に従ってそれを拒否した。というのも、ヴォエティウス氏のために偽証することを望まなかったからである。しかし彼はそれとは別の証言を送った。その証言は真実にもっと合致したものだだったが、それゆえに、当時企てられていた陰謀に役立つものではなかった。そのため彼は、ユトレヒトでデマティウス氏²⁰⁾から、かの件についてデマティウス氏自身の手で作成され、同じく評議会に提出されたた小紙片に従って、その証言の多くを変更・削除するよう再び執拗に催促された。

以上のように、これは、この上なく高名なるスホーキウス氏自身が宣言し明らかにしたとおりのものである。それゆえ当評議会は、デカルト氏はこれに満足すべきだと判断する。加えて、ヴォエティウス氏から要求されたが、それに署名することをこの上なく高名なるスホーキウス氏が拒んだひな形の写しも、この上なく高名なるデマティウス氏の小紙片の写しも、デカルト氏に送られるであろう。それらのものから、高名なるスホーキウス氏の簡潔な公表は、執拗な強迫によって彼からもぎ取られたものであり、つねに例外と制限を伴っていた、ということが確認されるであろう。

フローニンゲンのアカデミー評議員会議における審議

1645年4月10日²¹⁾

この判決は、スホーキウス氏が出席した評議会において、何度も読み返された。同人は謝辞を述べてこれを承認した。

これらは、公文書原本に記載されているものと一語一語正確に合致していることを、[評議会の]命を受けて、私、アカデミーのこのたびの秘書官マティアス・パソルが証言いたします。

1) バイエは、この判決文をフランス語に訳して伝えている (Baillet, II, 251-255)。ただし、かなり大胆な意識である。また、AT版の Acta には、本稿で訳出した判決文に先立って、以下のような

文言がある。

4月10日(新暦4月20日)[欄外に、スホーキウス氏を除いて全員出席]——マルティヌス・スホーキウス氏が提示した弁明について、教授諸氏一人一人の判断が聴取された。その弁明は、あらゆる点において説得力を欠き無力であるために、彼の立場を擁護するには不十分だと判断された。マルティヌス・スホーキウス氏自身もそのことを認めて、自分の立場の防衛を断念し、その弁明に代わる証言を提示した。以上のことがマルティヌス・スホーキウス氏に告げられるべきであり、また、われわれは、アカデミーの規則28条が定めるところに従って、彼を尋問すべきであろう。

その後、以下の裁決が満場一致で可決された。

(AT. IV, 196)

() および [] 内は AT 版による挿入である。

なお、Roth 版と Acta とでは、単語、語順、句読点等に若干の異同があるが、煩瑣になるのを避けるため、語順と句読点の異同は指摘しなかった。

- 2) この裁決文には改行はいっさいないが、読みやすさを考慮して適宜改行した。
- 3) 『驚くべき方法』のこと。
- 4) 「請願書に」は「in Libello supplici」の訳。直訳すれば「請願の文書に」であるが、Acta は「in libello supplicis」としており、こちらの方は直訳すると「請願者の文書に」となる。
- 5) [] 内は筆者による挿入。以下同様。
- 6) Acta を採って「訴訟 causa」と訳した。Roth 版は「urna」で、B 版のラテン語も同様である。なお、B 版のイタリア語訳は「causa」、バイエのフランス語訳は「cause」である。
- 7) 「自分自身の哲学」は「ipsa Philosophia」の訳。Acta はこの箇所を、「彼らが表明する自分自身の哲学 ipsa, quam profitentur, Philosophia」としている。
- 8) スホーキウスの『驚くべき方法』の出版は1643年3月であるが、デカルトの『哲学原理』が出版されたのは1644年7月である。
- 9) 『ヴォエティウス宛書簡』(AT. VIII-2, 174-175) を参照。
- 10) 「その同じ場所で」は「ibidem」の訳。Acta は「そこで ibi」としている。
- 11) ワーテルラエト(Lambertus van den Waterlaet, 1619-1678)はヴォエティウスの弟子の神学生で、師によるレギウス批判に深く関与した。1642年以降、オランダ各地の牧師を務めた。
- 12) 『ヴォエティウス宛書簡』(AT. VIII-2, 146) を参照。
- 13) 「主張する」は「pertendere」の訳。Acta は「praetendere」としているが、ほぼ同義である。
- 14) Acta を採って、「その弟子たちに suis discipulis」と訳した。Roth 版は「その弟子たちによって a suis discipulis」としている。B 版のラテン語も同様であるが、イタリア語訳は「その弟子たちに

ai suoi discepoli」である。なおバイエは、「デカルト自身によってその弟子たちに定められた」を「彼 [スホーキウス] が上述のデカルト氏とその弟子たちに帰した il avait attribuées audit sieur Descartes et à ses disciples」とフランス語訳している (Baillet, II, 254)。

- 15) スホーキウスは、『驚くべき方法』が自分の著作であることを主張した公開書簡を出版する計画をもっていた。しかしこの計画は、1643年11月にとりやめになった。デカルトからホイヘンスに宛てた1643年9月20日付の書簡 (B, 1808-1811; AT, IV, 750-754; AM, VI, 24-27) を参照。なお、ホイヘンス (Constantin Huygens, 1596-1687) はオランダ総督オラニエ公の秘書官で、デカルトの支持者。
- 16) 「遺憾ながら」は「non sine suo cordolio」の訳。Actaは「自ら決断して non sine suo consilio」としている。B版のイタリア語訳は「con suo dispiacere」、バイエのフランス語訳は「à son grand regret」で、いずれも「遺憾ながら」という意味である。
- 17) 『驚くべき方法』のこと。
- 18) Actaを採って、「挿入された inserta」と訳した。Roth版は「infarta」で、B版も同様であるが、イタリア語訳は「挿入された inserite」である。またバイエのフランス語訳も「挿入された inséré」である。
- 19) 「折れて」は「victum」の訳。Actaでは「victus」となっているが、文法的には「victum」が正しい。
- 20) デマティウス (Carolus Dematius / Charles de Maets, 1597-1651) はエトレヒト大学神学教授。ヴォエティウスを支持して、デカルトの「新哲学」に反対した。
- 21) この日付は旧暦。新暦ならば4月20日。

3 スホーキウスの証言書¹⁾

私、フローニンゲン大学哲学教授マルティヌス・スホーキウスは、以下のことを証言します。私は、アカデミーの若い人たちの利益となるよう、彼らにあらかじめ警告するために、自ら決断して進んで²⁾、流布している新哲学の方法と、ルネ・デカルトのいくつかの見解に対して、機会があれば直ちに、その正体を暴き論駁する計画を立て、また、実体形相等についての懐疑論者に反対する議論において、ある最初の見本を提示しました³⁾。

さらに、同ルネ・デカルトの『諸省察』——これを彼は「第一哲学についての」と名付けています——を読んで、とりわけ、毒気を含み誹謗に満ちた『ディ

ネ宛書簡』——これによって、名高きユトレヒト大学、とりわけ当時の総長ギスベルトゥス・ヴォエティウス氏が恥ずべきやり方で中傷され、そのかたわら、全世界のすべてのアカデミーが、その後援者や評議員たちとともに、明らかに攻撃されています——を読んで、私はますます『ルネ・デカルトの哲学の方法』と題する冊子⁴⁾を作成すること⁵⁾へと駆り立てられました。それは、どこでも受け容れられ共有されている哲学の方法を擁護するためであり、アカデミーの若い人たちの教化に尽力している学識あるすべての人々の利益と名声のためでした。

そして私はその冊子を、一部分は 1642 年の夏休みにユトレヒトで、一部分はフローニンゲンで、しかもまったく私一人で仕上げました。したがって、その全体であれ一部分であれ、題材に関してであれ、構成に関してであれ、文体に関してであれ、ヴォエティウス氏も他の誰も、この冊子の作者ではありませんでした⁶⁾。それゆえ私は、あらゆる法によってそうすることを課せられていると私が認めるところに従って、私の該冊子について私一人で、法に適った正当などんな弁護でもするつもりです。

とはいえ私は、いくつかの個人的な出来事についての弁明も含んでいる「序論」の著述のために、ここフローニンゲンにいたのでは関知できなかった若干の事柄を、一部分はユトレヒトの他の友人たちから、一部分はヴォエティウス氏から、聞き知ったことを否定はしません。

最後に証言しますが、私は、私自身で印刷業者と前もって協議して⁷⁾から、ユトレヒト大学の哲学と神学の研究者ランベルトゥス・ファン・デン・ワートルラエト氏に直接会って、また手紙でも、上述の冊子の出版と印刷のための校正とに配慮してほしいと説きました⁸⁾。そしてそのために、ユトレヒトで書き上げた紙葉は彼に直接会って手渡し⁹⁾、残りはフローニンゲンから送りました¹⁰⁾。また、同ランベルトゥス・ファン・デン・ワートルラエト氏は、その務めを快く善意で引き受け¹¹⁾、印刷作業の日々の進捗経過を頻繁に私に知らせ、最後には、その仕事が完了したことを知らせてくれました。

したがって私は確言しますが、ルネ・デカルトは、『書簡…』と題する最近の文書¹²⁾の中で、まったくの虚偽¹³⁾に基づいて、私のこの冊子をヴォエティウス氏のものに見なし、そこから、あたかも同害報復法によるかのように、彼にあらゆる毒を吐きつける機会を捉えようとしているのです。

以下に次のように書かれていた：

必要な箇所はあなたの文体にして下さい。とはいえ、全体にわたって、とりわけ下線が引かれた箇所では、ラテン語で可能な限り証言の正確さ¹⁴⁾を保持していることですが¹⁵⁾。

- 1) この証言書に関して B 版は、「この証言書はスホーキウスによって準備され、ヴォエティウスに送られ、それから、いくつかの修正の提言とともにヴォエティウスからスホーキウスに返送された。修正文はデマティウスに手によるものである」という註を付している。また AT 版は、この証言書よりも簡略に記載された以下のようなフローニンゲン大学の評議会議事録（改行は筆者による）を、「以下のテキストは、スホーキウスからヴォエティウスに送られた証言の草案である。この草案に対して、ヴォエティウスはいくつかの変更を提案した」という註を付して採録している。

私は 1642 年に、自ら決断して進んで、『方法』を作成する計画を立て、一部分はフローニンゲンで仕上げ、それからもちろん全体を仕上げました。したがって、その全体であれ一部分であれ、題材に関してであれ、構成に関してであれ、文体に関してであれ、ヴォエティウス氏も他の誰も、その作者ではありませんでした。それゆえ私は、あらゆる法によってそうすることを課せられていると私が認めるところに従って、私の冊子について、法に適った正当などんな弁護でもするつもりです。

とはいえ私は、いくつかの個人的な出来事についての弁明も含んでいる「序論」の著述のために、当時フローニンゲンにいて関知できなかった若干の事柄を、一部分はユトレヒトの他の友人たちから、一部分はヴォエティウス氏から、聞き知ったことを否定はしません。

最後に私は、上述の『方法』の「序論」に関する補遺が、他の人の手によって書き加えられたことを証言します。

したがって、ルネ・デカルトは、『書簡…』と題する最近の文書の中で、まったくの虚偽に基づいて、私のこの冊子をヴォエティウス氏のものに見なし、そこから、あたかも理性の法によるかのように、彼にあらゆる毒を吐きつける機会を捉えようとしている、ということになるのです。

(AT, IV, 199)

- 2) 証言書中の下線はすべて、デカルト自筆の写しに引かれていたものである。なお、この箇所の下線部分の原文は「*motu proprio et sponte mea*」である。
- 3) この証言書にも改行はほとんどないが、適宜改行した。

- 4) 『驚くべき方法』のこと。
- 5) 下線部分の原文は「conscribendum」である。
- 6) デカルトは1648年の『ユトレヒト市参事会宛弁明書簡』の中で、「しかもまったく私一人で仕上げました。したがって、その全体であれ一部分であれ、題材に関してヴォエティウス氏も他の誰も、この冊子の作者ではありませんでした」という箇所を引用している（AT. VIII-2, 258）。また下線部分の原文は「partim Ultraiecti feris canicularibus anno 1642, partim Groningae absolvisse, et quidem solum, ita ut nec D. Voetius, nec quisquam alius ejus Author sive in totum, sive ex parte fuerit, aut quod ad materiam aut quod ad dispositionem aut quod ad stylum」である。ただし、イタリックの部分には下線が引かれていない。
- 7) 下線部分の原文は「ipse in antecessum cum Typographo egissem」である。ただし、イタリックの部分には下線が引かれていない。
- 8) 下線部分の原文は「ad curam editionis praedicti lebilli et corrections ad prelum induxisse, et coram et per literas」である。ただし、イタリックの部分には下線が引かれていない。
- 9) 下線部分の原文は「inque eum finem schedas Ultrajecti conscriptas me illi coram tradidisse」である。
- 10) 下線部分の原文は「Groninga mississe」である。
- 11) 下線部分の原文は「eundemque D. Lambertum van den Waterlaet eam provinciam libenter et benevolò animo in se suscepisse」である。ただし、イタリックの部分には下線が引かれていない。
- 12) 『ヴォエティウス宛書簡』のこと。
- 13) 下線部分の原文は「mera esse mendacia」である。
- 14) 「正確さ」はギリシア語（ἀκριβεία）で書かれている。
- 15) 「必要な箇所は」から「保持してのことですが」までの3行の文章は、そのまま『ユトレヒト市参事会宛弁明書簡』の中で引用されている（AT. VIII-2, 257）。

4 証言書の修正を求める手紙¹⁾

尊敬すべき方よ、あなたの証言中のいくつかを変更するよう、お願い申し上げます。なお、どのように変更するかについては、[以下の] 手短な要約によって御了解下さい。

21行目と22行目：下線を引いて区別した箇所すべてを削除して、「そして私が一人でそれを仕上げた」²⁾と書いて下さい。

30行目：ただ次の文だけを残して下さい：「ほとんど [関知することが] できな

かったので、友人たちから聞き知った」³⁾

31 行目：「他の人の手によって [付け加えられたもの] ⁴⁾である」⁴⁾を削除して次のように、あるいは何かこれに類することを書いて下さい：「他の作者のものであって、私が思いますに、必要になれば彼は自分の名を明かすでしょう」⁵⁾

このようにすべきだと私が考える理由は説明しませんが、直接お目にかかってお答えするつもりです。さようなら。

証拠となるこれらの文書は、自筆原本と比較対照されており、すべての点でそれに一致している。

これらは、公文書原本に記載されているものと一語一語正確に合致しています。[評議会の] 命を受けて、私、アカデミーのこのたびの秘書官マティアス・パソルが、そのことを証言いたします。

- 1) 修正を促すデマティウスの以下の文章は、すべてそのまま『ユトレヒト市参事会宛弁明書簡』の中で引用されている (AT. VIII-2, 259)。
- 2) 原文は「*meque illum solum absolvisse*」である。
- 3) 原文は「*Vix esse poteram, ex amicis quaesivisse ac didicisse*」である。
- 4) 原文は「*ab aliena manu esse*」である。
- 5) 原文は「*Alterius auctoris sunt, qui, ubi necessum erit, ut puto, nomen suum aperiet*」である。